

企業主導型保育所の提携企業の 提携契約料の無料について

当社の運営する、企業主導型保育事業「ひより保育園」の、業務提携に対して、業務提携時における、契約料を基本的には無料とご案内しておりますが、提携をご検討されている企業様より、「なぜ無料なの?」「タダより怖いものはない…!」とのご質問を頂くことが数多くあります。

なぜ、当社が提携契約料を基本的に無料にしているかを、説明させていただきます。

まず、そこには企業主導型保育事業のルールが存在するからです。企業主導型保育事業は、内閣府が所管される事業であり、安倍内閣の第二の三本の矢のひとつの政策です。

皆様、記憶に新しいと思いますが、「保育園落ちた!日本死ね!」とブログでささやかれて、日本としても待機児童が大きな問題となりました。保育園は従来、市区町村が主導となり、市区町村の権限により、保育の必要性を決めていましたが、民間企業が主体となることで、保育を必要とされる方の、自由度を増そうという計らいです。

企業が主体となり、設置主体である企業内従業員の子供を入園させることが、基本的な目的となっております。

ただ、保育園も定員に対して、ある程度稼働させないと、諸々の経費が掛かりますので、自社の従業員に限らず、一般の方の入園も認められています。自社従業員以外を「地域枠」として、設けていますが、その地域枠が企業主導型保育事業の運営ルールの中に、**保育定員の50%まで**と限定されているのです。

例えば、当園の定員が40人であれば、20人までが地域枠として認められています。

仮に、当社の従業員の子供が10人しかいなかった場合、地域枠は20人までしか入園できませんので、結果的に30人となり、10人の空き枠が出来てしまうのです。

そこで、もう一つのルールとして、企業提携をして頂いた企業の従業員の子供は、自社従業員と同じ扱いが認められています。

その為、弊社としては10人の空き枠が出来るのを防ぐために、無償でも企業提携をお願いしたい所存です。

逆に、保育園の全体の定員に空きがあっても、地域枠が定員の50%を達成している場合は、入園をご希望されてもお断りせざるを得ません。

入園をご希望される方の、勤務先が当社と提携を組んで頂けることで、優先的に入園することができますので、是非ともご検討のほどよろしく申し上げます。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。



〒411-0933 駿東郡長泉町納米里 405-9

TEL055-960-8888 FAX055-988-1106

担当…杉本 雄治